

議案第八十二号

港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例

港区立生涯学習センター条例（平成九年港区条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

- 2 利用者のうち、委員会規則で定める付帯設備を利用するものは、当該付帯設備ごとに一回の使用につき千六百円の範囲内において委員会規則で定める使用料を前納しなければならぬ。

第十八条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第八条関係）

種	別	午	前	午	後	夜	間
---	---	---	---	---	---	---	---

一〇一学習室	三、六〇〇円	四、八〇〇円	四、八〇〇円
二〇一学習室	五〇〇円	六〇〇円	六〇〇円
二〇二学習室	六〇〇円	八〇〇円	八〇〇円
二〇三学習室	一、一〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円
二〇四学習室	一、一〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円
二〇五学習室	一、一〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円
三〇一学習室	一、〇〇〇円	一、三〇〇円	一、九〇〇円
三〇二学習室	五〇〇円	六〇〇円	六〇〇円
三〇三学習室	一、四〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円
三〇四学習室	一、四〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円
三〇五学習室	二、二〇〇円	二、九〇〇円	二、九〇〇円
レクリエーションルーム	五、三〇〇円	七、二〇〇円	九、六〇〇円

備考 午前とは午前九時から正午までを、午後とは午後一時から午後五時までを、夜間とは午後五時三十分から午後九時三十分までをいう。

付 則

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第十八条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立生涯学習センター条例第八条第二項及び別表の規定は、平

成二十九年四月一日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

(説明)

生涯学習センターの使用料を改定するほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。